

石綿の国際表示

アスベスト対策情報

発行 石綿対策全国連絡会議 No.25 1998年12月15日 〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Z ビル5F 全国安全センター内 TEL 03-3636-3882/FAX 03-3636-3881

もくじ

石綿対策全国連絡会議第12回総会議案

1997年度活動報告	4
1998年度活動方針	13
1998年度役員体制	15
11.6 アスベスト禁止を求める国際交流集会	
カナダ政府に対する抗議文	16
日本政府に対する要請	17
アスベス ト禁止 に向かうイギ リス・ヨーロッパ	
ロンドシハザーズセンター ミック・ホルダー氏	の報告 18
フランスから考え 日本へ向けて アスベス 事件	:
フランス社会科学高等学院 ポール・ジョバン氏	その報告 28
関係資料	
イギリスのアスベスト禁止 (規則改正)提案	34
EU科学専門委員会 / ヨーロッパ労連 / IFBWW 等	47

第12回総会と国際交流集会英仏の代表を迎えて

カナダ大使館に抗議文 大阪 広島集会も盛況

1998年11月6日、東京・渋谷勤労福祉会館において、石綿対策全国連絡会議の第12回総会および、引き続いて午後から「11.6 アスベスト(石綿)禁止を求める国際交流集会 アスベスト禁止に向かうコーロッパ(英・仏)代表を迎えて 」(東京集会)が約70名の参加者を得て開催されました。

11.6 東京集会では、基調報告として、日本でのこれまでの取り組みの経過と第12回総会で確認されたばかりの活動方針を報告。続いてイギリスから御招待したロンドンハザーズセンターのミック・ホルダー氏から、アスベスト禁止の実現を目前にしているイギリスとヨーロッパの最新状況とそこにいたる被災者と家族労働組合、市民等の闘いの経過を報告していただきました。また、川崎大気汚染公害裁判とフランスで1996年に開始されたアスベスト裁判の比較研究のために来日中のポール・ジョバン氏が、自筆の墨絵をOHPで披露しながら報告。市民エネルギー研究所の真下俊樹氏からフランスの最新情報について紹介していただきました。本号では、第12回総会議案 (p4)、ミック・ホルダー氏の報告 (p17)、ポール・ジョバン氏の報告 (p28)、関係資料等を紹介します。

11.6 東京集会では、カナダ政府への 発がん物質・アスベスト禁止に向けた国際的な流れを妨害する世界貿易機関への提訴に対する抗議文」の16)および日本政府への 発がん物質・アスベストの早期禁止実現いかんする要請」の17)を採択し、前者は後述のように11月9日にカナダ大使館に届けました。

11月10日には大阪集会 (エル大阪)、11日には広島集会 (呉勤労プラザ)が、ミック・ホルダー氏を講師に、各々約80名、35名の参加者で開催されました。大阪集会は毎日、朝日新聞で事前報道され、広島 (呉)集会は、当日の朝日新聞朝刊が報道、RCC (中国放送)が集会にカメラをもって取材し、翌12日朝720頃、TBS系おはようクジラのローカル・ニュースで報道されました。また、13日には、NHKラジオ第1放送の 海外の話題」で、アスベストをめぐる国際情勢、東京集会等について報道されています。

なお、ミック・ホルダー氏は、7日には安全活動家や医師らとの交流、9日には建設職人との交流や IFBWW東京事務所の訪問等々、あわただしい日程をこなして13日に無事離日されました。

カナダ大使館への申し入れ

11月9日、ミック・ホルダー氏と通訳も含めて9名でカナダ大使館を訪れました。

2週間前に最初に電話で連絡したときには、受付に(抗議文を)渡してくれればよい」、と会う気もないという対応だったのですが、あらためて全国連の自己紹介と趣旨を文書でFAXしておいたところ、5日になって連絡があり、会うことになったものです。当初、人数制限等も言っていましたが、大使館前で騒がれるのが嫌なようで全員中に入れました(当日、マスコミ関係者がいないことを確認しましたが)。ただし、通訳はこ



11.6 アスペスト(石綿)禁止を求める国際交流集会(右からミック・ホルダー氏、通訳、ポール・ジョバン氏、真下俊樹氏)

ちらで用意しろとのことでした。

カナダ大使館側は、エネルギー・資源担当の参事官ブライアン・パロット氏、報道担当の三等書記官ジェニファー・レドヴィッシ氏、商務官の塚田政信氏が対応しました。

まず全国連側から11.6 東京集会で確認した 発がん物質・アスベスト禁止に向けた国際的流れを妨害する世界貿易機関への提訴に対する抗議文」の16参照 の内容と趣旨を説明しました。

パロット氏は、「メッセージの内容はクリアで理解できる。オタワの連邦政府に確実に伝える。本国政府でも真剣に取り上げられるだろう。とくにカナダのクリンタイルにとって日本市場はきわめて大きいから」との回答(ミック氏によると、「とくに」以下を除けばロンドンのカナダ高等弁務官事務所の対応と同様とのこと)。加えて、ウナダ政府のポジションもお伝えしたい」と「管理して安全に使用すればリスクは最小に抑えられ、労働者の健康は確保できる。国際安全基準 ILOの石綿条約(1986年第162号)も基本的に同じであり、カナダとその全州は1988年にこの条約を批准している(注:日本は未批准)。これは、ロシア、ブラジル、ジバブエ、南アフリカも含めた主要産出国5か国の見解であり、開発途上国に対しても安全な使用を呼びかけ、トレーニングの支援等も行っている」とのことでした。

全国連側からは、建設労働者をはじめ日本における使用実態からもカナダ政府のポジションは誤っていることなどを指摘しました。WTOにおける手続に関して日本政府に対して何らかの働きかけを行っているのかとの問いに対しては、「WTOのプロセスに基づいて対応している。それ以上のことは言えない」との返答。

最後に、事態の進展に応じて今後もコンタクトをとれるようにしていただきたいと要請し、パロット氏からは 今日のディスカッションは勉強することが多かった」という発言がありました。 首相 Jean Chretien 殿

発がん物質・アスベスト禁止に向けた国際的な流れを 妨害する世界貿易機関への提訴に対する抗議文

私たちはこれまで、日本において、発がん物質アスベストの危険性の啓蒙、アスベストによる健康被害の掘り起こし、すでに使用されているアスベストに対する労働・環境対策の確立・強化、そして、何よりも日本におけるアスベスト禁止の早期実現に向けて、様々な取り組みを進めてきました。石綿対策全国連絡会議は、そのような目的のために、1987年11月14日に労働組合や市民団体および関心をもつ個人によって設立された団体です)。

私たちは、貴国政府が、本年5月28日に、フランス政府が1997年1月1日からアスベストの禁止を導入したことを貿易の技術的障壁である等として、世界貿易機関に対して提訴し、また10月8日には、当事国間の協議による解決が図れなかったとして、小委員会の設置を要請したことに対して、強く抗議するものです。

フランスはけっして法律によるアスベスト禁止を導入した最初の国ではなく欧州連合加盟15 か国のなかでも、今年フランスに続いたベルギーを含めて、すでに9 か国が導入済みです。そして、貴国政府による世界貿易機関提訴にもかかわらず、イギリスも禁止導入の提案を行い、全ヨーロッパ規模での禁止の導入の準備も進められています。また何よりも、かつて世界最大の使用量を誇ったアメリカも含めて、欧米においてアスベストの使用量が激減してきているということがこの間の流れを象徴しています。

欧米諸国の市場価値がわずかであるにもかかわらず、貴国がなりふりかまわずアスベスト禁止の導入を阻止しようとしているのは、残された巨大市場である日本や今後の市場拡大を狙っているアジアをはじめとした開発途上国への波及効果を恐れているからだと考えざるを得ません。

日本においても、石綿肺、肺がん、中皮腫等のアスベストによる健康被害が増大してきています。私たちのこれまでの経験からすれば、表面に現われてくるのは氷山の一角にすぎず、健康被害の掘り起こしを進めれば進めるほどにその実態が顕在化していきます。

日本では、いわゆる高度成長期にアスベストを大量に使用した建築物や施設の解体・改修工事が今後本格化し、その中での労働者、住民のアスベスト曝露の拡大が懸念されています。しかも、日本ではいまだに約18万トンものアスベストを輸入し続けており、放っておけば被害の拡大は今後何十年間続くかもわかりません。

私たちは、日本政府に対して、クリソタイル・アスベスト禁止の導入を求めており、その早期実現に向けて一層取り組みを強化していきます。

また、欧米や日本で経験済みの健康被害がアジアや他の開発途上国で繰り返されることを看過するわけにはいきません。すでに、アジア諸国においてもアスベストによる健康被害が報告されるようになってきていますが、私たちは、進んで情報を提供し、連携を強化していきます。

ウリソタイル・アスベス Hは管理して使用すれば安全」、 代替物質の相対的安全性は確認されていない」等々の議論はすでに科学的に十分論破されており、欧米における動きはそのような科学的知見に基づいて行われています。 いたずらに 科学的論争」や 紛争」があるかのように主張することは許されるものではありません。

貴国政府が労働 環境上の発がん物質等の危険有害要因に真剣に取り組むことを示すために、世界貿易機関に対する提訴を速やかに取り下げ、自国民および世界の人々にとっての脅威である発がん物質アスベストの輸出を禁止するよう 強く求めます。

11.6 アスベスト(石綿)禁止を求める国際交流集会参加者一同石綿対策全国連絡会議

首相 小渕恵三 殿

発がん物質・アスベストの早期禁止実現に関する要請

私たちはこれまで、日本において、発がん物質アスベストの危険性の啓蒙、アスベストによる健康被害の掘り起こし、すでに使用されているアスベストご対する労働・環境対策の確立・強化、そして、何よりも日本におけるアスベスト禁止の早期実現に向けて、様々な取り組みを進めてきました。石綿対策全国連絡会議は、そのような目的のために、1987年11月14日に労働組合や市民団体および関心をもつ個人によって設立された団体です)。

アスベスト(石綿)は40年以上も前から致死的な健康障害を引き起こすことがよく知られた物質です。 アスベストの使用が1970年代にピークに達した欧米やオーストラリア、日本等では、約8億人の人口に対して、毎年1万人の中皮腫、胸膜や腹膜にできるがん)と2万人の肺がんが発生すると予想されています。

日本においても、石綿肺、肺がん、中皮腫等のアスベストによる健康被害が増大してきています。私たちのこれまでの経験からすれば、表面に現われてくるのは氷山の一角にすぎず、健康被害の掘り起こしを進めれば進めるほどにその実態が顕在化していきます。

日本では、いわゆる高度成長期にアスベストを大量に使用した建築物や施設の解体 改修工事が今後本格化 し、その中での労働者、住民のアスベスト曝露の拡大が懸念されています。しかも、日本ではいまだに約18万トンものアスベストを輸入し続けており、放っておけば被害の拡大は今後何十年間続くかもわかりません。

近年、アスベストの輸入、製造、使用等を禁止しようという世界的な動きが加速しています。フランスが1997年1月1日から禁止を導入、今年ベルギーが続いて、欧州連合加盟15か国中9か国がすでに禁止を導入済みです。カナダ、ブラジルなどのアスベスト産出国はこのような流れになりふり構わぬ抵抗を続け、今年5月にはフランスの禁止導入を貿易の技術的障壁だとして世界貿易機関に提訴しました(10月には小委員会設置を要請)。にもかかわらず、イギリスが9月に禁止導入の提案を行い、全ヨーロッパ規模での禁止の導入の準備も進められています。かつて世界最大の使用量を誇ったアメリカでも年間使用量が2万トシほどまでに激減してきているということがこの間の流れを象徴しています。

これまで私たちの要求に対して、関係省庁は、新たな規制の導入のためには、新たな科学的知見が必要」等と答えてきましたが、 ウリンタイル・アスベストは管理して使用すれば安全」、 代替物質の相対的安全性は確認されていない」等々の議論はすでに科学的に十分論破されており、欧米における動きはそのような科学的知見に基づいて行われています。 新たな知見」を待つ必要はまったくありません。

欧米諸国の市場価値がわずかであるにもかかわらず、カナダ等がなりふりかまわずアスベスト禁止の 導入を阻止しようとしているのは、残された巨大市場である日本や今後の市場拡大を狙っているアジア をはじめとした開発途上国への波及効果を恐れているからにほかなりません。

日本がどのように対応するのかに、いま世界の目が注がれているのです。

私たちは、日本政府に対して、アスベスト(現在唯一、輸入、製造、使用が認められているクリンタイル・アスベスト)の速やかな禁止の導入を求めるものです。

合わせて、世界貿易機関においてカナダ政府の主張に反対すること、アジアをはじめとした開発途上国に対してアスベスト禁止の導入を呼びかけること、また、日本における健康被害の実態を把握するための有効な疾病登録システムを確立すること、および、すでに建築物等に使用されてしまっているアスベストに対する労働・環境対策を強化すること、を要請いたします。

11.6 アスベスト(石綿)禁止を求める国際交流集会参加者一同石綿対策全国連絡会議

致死的な繊維の弔鐘: イギリスとEUの禁止 キャンペーンは最後のハードルをクリアした

イギリス労働組合会議 (TUC) 1998.9.15

今日 Ø月15日、火曜日)、欧州委員会 European Commission)の科学専門委員会 & cientific Committee)は、クリソタイル 白アスベストと しても知られる は利用可能な代替物質より 確実に有害であるという決定を下し、アスベスト 禁止のためのキャンペーンは最後のハードルを クリアした。安全キャンペーンや労働組合の活動 家たちは、これで提案に支障を来たすような技術 的障害はなくなったのだから、欧州委員会は速や かに白アスベストのヨーロッパ規模での禁止を 提案すべきであると言っている。

木曜日 (9月17日)には、イギリスの安全衛生局 (HSE: Health and Safety Executive)が、イギリスにおける禁止を提案する協議用文書を発行する予定である (前掲)。イギリスにおける禁止は、すでに同様の禁止を導入している (EU)加盟諸国 (直近ではフランスとベルギー、より早期に禁止が実施された国としては、ドイツ、イタリア、オーストリア、デンマーク、スウェーデン、フィンランドオランダおよびルクセンブルグ)の前例にならったものになるだろう。協議の結果、1999年中のどこかの時点でイギリスにおける禁止が実行されることになるだろう。

労働組合と欧州議会の議員たちは、欧州委員会に対して、技術的進歩に基づく改正(Technical Progress Amendment)」として知られる手段の採用を要求している。なぜなら、それが禁止を実現するのに最も迅速な方法だからである。イギリスの労働組合は、欧州連合(EU)規模における戦略に貢献するために、イギリスにおける一方的な禁止に向けてプレッシャーをかけ続けていく。TUC(労働組合会議、イギリスのナショナルセンター)の評議員会は、月曜日に建設労働組合UCATT から出されたイギリスにおける禁止のため

の要求を支持した。

労働組合と欧州議会の議員たちはまた、雇用 主、白アスベストの供給、輸入業者に対して、すで に自車の車のブレーキライニングへの白アスベ ストの使用を禁止しているボルボ社のような企 業を見習うよう求めている。

TUC書記長のJohn Monks は次のように語っている。

「アスベストは、ヨーロッパにおいて、他の労働 災害によるより主多くの人々を殺している。雇用 主がその労働者をこの致死的な繊維に曝露させ ることは道徳に反することであり、われわれは、 禁止がいま実行可能になったというニュースを 歓迎する。」

欧州議会のアスベス 関係グループの議長である 欧州議会議員 Peter Skinner は次のように語っている。

料学専門委員会のレポートは、アスベスト被害者とその家族たちにとって喜ぶべきニュースである。これ以上遅らせる必要はない。私は、委員会がただちに禁止に向かって前進するよう勧告している。」

編集者への注

1. アスベス Hは、自然界に生成する繊維で、発がん性がある。その耐火性と強靭さのため一世紀にわたり使用されてきたが、いまではより安全な代替物質が利用可能である。イギリスだけで、アスベス ト関連疾患により今年4,000 人が死亡し、その数は2020年までには毎年10,000人(あるいは毎週200人)にまで増加するとイギリス政府によって予測されている。ヨーロッパにおいてはそれ以上の人々がアスベス ト関連疾患によって、他の労働災害によるものすべてを合計したよりも多く 死亡している。

- 2. 白アスベストは、禁止されるべき最後の種類のアスベストである(青および茶アスベストはEU法によって、1970年以降漸次制限されてきている)。最新の証拠は、白アスベストもまた禁止する必要があることを示唆している。
- 3. 白アスベストのほとんどが、屋根用タイル、アスベスト・セメントおよびブレーキライニングに使用されている。これらの用途向けには、代替品がすでに利用可能である。
- *http://www.tuc.org/ で入手可能である。

クリンタイル・アスベストと代替物質に関する見解

EU 科学専門委員会 1998.9.15

毒性、環境毒性および環境に関する科学専門委員会 クリソタイル・アスベストおよび代替候補物質に関する、1998年9月15日のCSTEE第5回全体会議 (ブリュッセル)において明示された見解

1. 背景

欧州委員会 (European Commission)第3総局 (Directorate General)から求められたオプションに関して、CSTEE (科学専門委員会)はまず第一に、考慮すべき最低限の事項として、以下のことを決めた。

、
、
、
、
と
ト
の
健康に対してクリソタイル・アスベストと同等または相対的に高いリスクを引き起こすか
?

セルロース繊維 PVA (ポリビニルアルコール)繊維 パラ・アラミッド繊維

とかけ、準職業的 (para-occupational) 曝露を受ける労働者や他の使用者にとっての、アスベスト含有製品の ノン・アスベスト製品に対する相対的 リスクについて考慮されなければならない。」

CSTEE は、アスベスト原料の採鉱、加工および使用のほかに、職業上 例えば、建築物のメンテナナンスや建設労働者)繊維の曝露を受ける労働者に対するリスクが存在することを知っている。また、一定の状況のもとでは、一般 (非職業的) 環境の大気中のアスベスト繊維が、ダメージ

を生じ関連した事態を引き起こすような濃度にまで達することがあることも承知している。それにもかかわらず、CSTEEは、委託された検討事項は、比較検討される物質の固有の有害な特徴に関する性質上の基礎に関することであると考える。また、すべての環境危険要因と同様にクリソタイル、代替候補物質についても、曝露量または環境濃度によって量的なリスクアセスメントも判定されるべきことは明白である。

CSTEEに委託された検討事項には、各物質の環境に対する潜在的危険性およびリスクを考慮することは含まれていない。CSTEEは、クリソタイル・アスベストが一定の用途に対しては、PVC(ポリ塩化ビニル)等の非繊維性物質に代替される可能性があることを理解しているが、それらの潜在的危険性はこの見解の対象外である。

CSTEE に提出されたすべての証拠資料は詳しく吟味された。それらの文書はCSTEE 事務局によって CSTEE 97/2 Adds 1-42 として一覧表にされ、本文書の中に引用されている。CSTEEに提出された質問を直接扱った最新のレポートが、1998年4月6日にレスター大学環境保健研究所 (IEH: Insititute for Environment and Health)によって「クリソタイルとその代替物質: 批判的評価」として発行されている (CSTEE 97/2 Add. 18)。

国際石綿協会 (AIA: Asbestos International Association)のヨーロッパ助言委員会とスペインの科学者たちによって提出されたいくつかの文書 (CSTEE 97/2 Adds. 20, 21, 22, 34)が提

起している、クリソタイル曝露の安全レベルが存在するかどうかという問題は、本意委員会の対象外であると考えられた。クリソタイルは証明済みの発がん性物質であり、それが非遺伝子毒性メカニズムによって作用するという十分な証拠は存在しない。したがって、慎重なアプローチは、この物質の発がん効果に関する閾値は存在しないということである。代替候補物質に関しては、もしあったとしても、発がん性に関する証拠も、影響を及ぼすレベルを確定するのに十分な毒物学的情報も存在しない。したがって、閾値の問題を考慮することは、現時点においては生産的でない。

出版されている参考文献については本文中に番号をふり、本文書の第8章で引用されている。レビューした研究のうちで、異なるタイプの繊維の影響に関する比較を直接扱っているとCSTE Eが考えたいくつかのものについては特記している。CSTEE に委託された質問に関連した研究自体の妥当性を検証する試みはなされていない。にもかかわらず、CSTEE は、その結論(第7章参照)を変更する必要があるようなものを考慮から落とすようなことはしていないと信じている。

- 2. 曝露したヒトン対する長期的な発がん影響
- 3. 曝露したヒトに対するがん以外の影響
- 4. 動物実験による長期的な影響
- 5. 毒性
- 6. 比較されるべき繊維の特徴 (以上、2.~6. 省略)

7. 結論

繊維に対する主要な関心は、その発がん能力である。クリソタイルを含むすべての種類のアスベストはヒトに対して発がん性があるという十分な証拠が存在する。3つの代替候補物質 (訳注:セルロース繊維、PVA (ポリビニルアルコール)繊維、パラ・アラミッド繊維)の繊維がヒトにがんを発生させたといういかなる証拠もみつかっていない。PVA およびパラ・アラミッド繊維は、おそらく産業用に使用が開始されてから相対的に短期間しか経過していないために、疫学研究がな

されていないのに対して、セルロース繊維に関して言えば、基礎研究のデザインに限界があることの反映かもしれない。

肺の線維化 (ung fibrosis)は、よく知られたクリンタイル曝露の結果であるが、3 つの代替候補物質の曝露による労働者の発症事例は、今日までのところ報告されていない。

クリソタイルの発がん性は、動物実験の結果によって確認されている。代替候補物質の中では、パラ・アラミッドだけが、適切にデザインされた長期間の吸入実験研究がなされているが、その結果は発がん性があるという証拠は示されなかった。

全体的にみて、3つの代替候補物質の急性・亜急性毒性に関するデータは、パラ・アラミッドについての、同量のクリソタイルによるよりもわずかな炎症と細胞増殖を発生させたラットによる一連の実験を除いて、非常に不十分であり、クリソタイルとの適切な比較を行うことができない。試験管内では、セルロースはクリソタイルよりも明らかに炎症性変化を引き起こすようである。

寸法、吸入可能性、生物学的持続性、破砕性といった繊維の特徴は、間接的に異なるタイプの繊維の間の潜在的影響の包括的な比較のための要素を提供する。これらの特徴に基づいた繊維性物質のヒトに対する長期的な毒性のメカニズムに関する現在の知見は、代替物質は商業用クリンタイルよりも有害性が相対的に低いという推論と矛盾しない。

以上に基づいて、CSTEEの見解としては、セルロース、PVA、パラ・アラミッド繊維がヒドにがんや肺の線維化を引き起こす能力は、クリンタイルによるよりも相対的に低いようである。

3つの代替候補物質についての限られた数の 毒物学的研究は、がんおよび肺の繊維化以外の影響を生じさせる能力を検討するためには、不確実 な余地を多く残している。それにもかかわらず、 現在の曝露の水準および繊維の特徴に関する入 手可能なデータは、ヒトの肺胞にまで到達するよ うな危険なサイズと形状をした繊維の量はきわ めて限られていることを示唆している。

したがって、肺と胸膜のがん、肺の繊維化す

なわち、広範囲にわたい調査された最終時点の状況 およびその他の影響の誘発の双方に関して、セルロース、PVA、パラ・アラミッド繊維のいずれもがクリソタイルと同等またはより大きなリスクを引き起こすことはなさそうである。発がん性および肺の繊維化の誘発に関して、CSTEEは、リスクは相対的に低いようであるという合意に達した。

CSTEEは、これらの結論は代替物質を製造または使用する作業環境の管理を緩めてもよいと

いう意味に解釈されるべきではないことを勧告する。最後にCSTEEは、新たな、より太い、吸入可能性のより少ない)繊維を開発する技術とともに、代替繊維に関する毒性学および疫学の領域での調査研究の一層の拡大を、強く動告する。

8. 参考文献 省略)

* このレポートの原文全文は http://europa.eu. int/comm/dg24/health/sc/sct/out17_ en.html で入手可能である。

カナダがクリソタイル・アスベスト問題に関する フランスとの紛争を解決するための紛争解決 小委員会の設置を世界貿易機関に要求

(カナダの)国際貿易大臣 Sergio Marchi と天 然資源大臣 Ralph Goodale は本日 (10月7日) カナダは、クリソタイル・アスベスト問題に関す るフランスとの紛争を解決するために、紛争解決 小委員会 (パネル、Dispute Settlement Panel) を設置することを世界貿易機関 (WTO: World Trade Organization)に要求すると発表した。

カナダのパネル設置要求は、WTO の紛争解決機関の10月21日の会合の議題になるだろう。カナダは、フランスのクリソタイル禁止措置がフランスの国際的責務に矛盾しないかどうかを、パネルが審査するよう求める。この決定は、この問題に関するカナダ政府のパートナーたちとの一連の討議の後に決定された。

「さる5月、われわれは、WTOの紛争解決手続の第1段階である(当時国間)協議を正式に要求

しこれを実施した」とMarchi は語った。残念ながら、この手続ではカナダとフランスがこの問題について相互に満足する解決を見出すことができなかった。われわれは、過去2年間にわたって解決しようとしてきたこの紛争について、WTOのルールを必要とするときであると信ずる。」

カナダ政府の目的は、鉱物および金属に関する政府の安全使用の原則(afe-use principle)が順守されれば安全に使用することができるクリンタイル・アスベスト製品を流通させる市場を維持することである」と Goodale は語った。

1997年1月1日以来、フランスは、わずかな例外を除いて、アスベストおよびアスベスト含有製品の製造、輸入および販売を禁止している。

EUはアスベスト WTO問題でフランスを支持

infoBASE EUROPE FLASH, Issue No.49, 1998.10.28

欧州委員会 (European Commission)は、カナダが要求したWTO (世界貿易機関) かパネル 紛

争解決小委員会)の来るべき審査に当たって、欧州連合(EU: European Union)はフランスを

支持するだろうと語った。

WTOのルールのもとでは、ある国が、他国がWTOの自由貿易のルールを破っていると信じれば、それを事件として取り上げることができる。そのような事件はパネル(小委員会)によって審議される。

今回のカナダのケースは、フランスが1996年12月に、すべての種類のアスベストの製造、加工、販売、輸入および流通を禁止する決定をした結果、生じたものである。カナダは、世界における最大のアスベスト産出国のひとつである。近年、アスベストの輸出は、この製品をめぐる重大な健康リスクのために、とりかけEU諸国に対して、大幅に落ち込んできている。1996年12月に、フランスは、すべての種類のアスベストの禁止を実行したEUで8番目の国となった。ドイツ、オース

トリア、デンマーク、オランダ、フィンランド、イタリアおよびスウェーデンは、すでに禁止を実施している。ベルギーが1998年に禁止を導入し、イギリスでは最近立法化を検討している。フランスおよびすでに禁止を導入している他の加盟諸国のケースは、すべての種類のアスベストは発がん物質であるという事実に基づいている。フランス政府は、フランスにおいては毎年およそ2,000名の人々がアスベストによって引き起こされたがんによって死亡していると主張している。EUはすでにWTOに対して、すべての種類のアスベストの禁止を求める証拠を提供している。欧州委員会では最近、ヨーロッパ規模ですべての種類のアスベスト禁止を導入する提案に関して作業を進めている。

ヨーロッパにおけるアスベスl禁止を 要求するヨーロッパ労連の決議

infoBASE EUROPE FLASH, Issue No.49, 1998.10.28

10月9日、ヨーロッパ労連 (ETUC: European Trade Union Confederation)の執行委員会は、ヨーロッパ規模でアスベストの使用禁止を要求する決議を採択した。この決議は、

- * (欧州) 委員会に対して、今年末までに、技術的 進歩への適応手続に基づいて、アスベストお よび関連製品の取引 (trade、貿易)を禁止する 提案を提出するよう要求する。
- * アスベストに対する労働者の防護のための現 行法の見直し要求を理事会 (Council)が解決 するのを援助するとともに、委員会に対して、 必要な財政および人材を割り当てるよう要求 する。
- *除去、解体、補修 作業に関する 専門技能、および、アスベスト含有廃棄物の取り扱い、管理に関する要求事項のための規則を作成する ヨーロッパ法の導入を要求する。

- * 被災者が補償を獲得するのを助けるために、加盟諸国が、中皮腫およびがんの発生登録を維持することを要求する。
- * 委員会に対して、建築物、プラント施設、輸送 用機器、家庭用機器その他に使用されている アスベストの登録を取り扱う現行の各国の ルールを整合化させる可能性について検討す るよう要求する。
- * アスベストの代替物質および代替品として使用される調整品 (preparations)によって引き起こされるすべての危険を評価するための優先順位を提供するための、EU の調査研究プログラムを要求する。
- * すべてのEUの 伽盟 諸国および委員会に対して、WTO におけるカナダとの紛争においてフランスに対して全面的な支援を与えるよう要求する。

建設・林業労働者はEUのアスベスト禁止を支持

IFBWW Press Release, 1998.6.15

国際建設 林産労働組合連盟 (FBWW)とコーロッパ建設・林産労連 (EFBWW)、ノルディック建設・林産労連 (NFBWW)は、欧州連合 (EU)がアスベストを禁止することを促進し、世界規模でのアスベストの採掘、加工、流通および使用を禁止することを要求する。これは、安全な使用が存在しないアスベストのような危険な繊維から労働者を防護するための唯一の方法である。

この理由から、建設・林業労働者は、アスベスト の採掘、アスベストの貿易、アスベストの加工あ るいはアスベストの使用の禁止につながる各国 政府のあらゆるイニシアティブを支持する。アス ベストの全面的な禁止については、現在、ヨーロッ パ連合 (EU)の内部で議論されている。15の加盟 国のうちの12か国が、委員会 (Commission)に全 面的禁止に向けてのイニシアティブをとるよう 求めている。その目標は、現在のイギリスの EU 閣僚会議 議長任期中に(注 6月末で終了)いわ ゆる白アスベスト(クリソタイル)を含めたすべ ての種類のアスベストの禁止に関するEU とし ての最終的な決定を得ることである。このような 決定を妨害する試みが激しくなっている。昨年 中、アスベスト産出国であるカナダは、大がかり にEU 委員会 (Commission) および議長国であ るイギリスに対してロビー活動を行った。先週、 カナダは正式に、世界貿易機関 (WTO))に対し て、WTOの紛争解決手続を開始するよう求め た。カナダ政府の要求は、アスベストをすでに禁 止したフランスが、カナダからこの製品の輸入を 受け入れることである。3 つの労働組合連盟は、 すべての政府が、WTO のなかでカナダのイニシ アティブを非難するよう要求する。

過去数年間にわたり、カナダの鉱山産業は、白アスベストの安全な取り扱いと使用を絞り出すことは可能であり、従業員あるいは他の人々への

発がんリスクはないと主張してきた。しかし、建設労働者がアスベスト含有製品の使用、また、建築物や他の製品の修理、保全、解体の双方でアスベストは曝露する、日稼仕事(day-to-day work)の状況は、そのような管理使用」からはかけ離れたものである。とりわけ、アスベストやアスベスト含有廃棄物の輸入がいまなお認められているような開発途上国においては、まったく不可能なことである。貧しい国々の建築労働者や他の人々はしばしばアスベストに曝露している;致命的な肺疾患を避ける作めにそのような仕事につかない)ことが餓死につながるような国々では、非常に劣悪な安全衛生条件のもとで働いている。

労働組合組織は、現在、たくさんのアスベスト代替品が市場で入手可能であることを指摘する。にもかかわらず、多くの国々において建設業においては、アスベスト・セメント、アスベスト吹付け材や同様のアスベスト製品のかたちでいまなおアスベストが使われ続けている。この主な理由は、未加工のアスベスト場品のための世界市場を創造している多国籍企業と同様に、アスベスト採掘企業に高利潤を生じさせている。労働者の健康および社会の長期的な経済的利益を保護するために、労働組合は、安全で環境にやさしい代替製品を速やかに使用することを要求する。長い目でみて申し分なく健康的で環境にやさしい作業場所こそが、安全な作業場所と言えるのである。

3つの労働組合連盟は、製品転換の期間中は、 影響を受ける労働者たちは政府からの支援を受けるべきだと考えている。これは、社会的な混乱 を避け、彼らの専門的な活動の継続を保証することになるだろう。同様の意味で、影響を受ける雇用主たちもまた政府からの支援を受けられるべきである。